

2021年1月22日(金曜日)

〔ファクスだより〕

「船員の健康確保に向けて」の概要について

今週も「船員向け産業医の導入」についてお届けします。

4. 船員向け産業医の導入

(2) 船員向け産業医の確保

○船員向け産業医には、陸上制度の資格を有する者を選任することとすべきであり、履行確保のため、選任した船員向け産業医を地方運輸局に届け出ることとすべきである。

○船員向け産業医が業務を行う際には、海上労働に関する制度や船内環境などの海上労働の特殊性に関する情報が必要となる。そのため、国は、DVDやeラーニングなどを活用しつつ、産業医向けに船員の働き方などについて学ぶことのできる機会を確保し、船員向け産業医の確保に努めるべきである。

○指定医については、引き続き、健康証明の合否判定を行い、船員向け産業医が各船舶所有者の実情に応じた健康管理等についての助言を行うこととし、国において、指定医に、制度全般についての情報を得る機会を設けるべきである。

○船舶所有者が必要とする地域での船員向け産業医を確保できるよう、国は、医師会、船員保険会、海員掖済会などの関係団体の協力を得つつ、体制の整備に努めるべきである。

(3) 産業保健の実施体制

○産業保健体制の確保のため、船員向け産業医も船員災害防止法に基づく安全衛生委員会に参加できるようにし、船舶所有者はその役割等について、船員に理解してもらうことが必要である。また、同委員会の設置などについて、国の監督指導を適切に実施すべきである。

○船員の生活と労働は一体となっており、また、船舶によりその就労生活環境は大きく異なるため、船舶所有者は船員向け産業医の導入とともに、その指示の下、保健指導や職場の健康づくりの支援を行う保健師の活用等についても、必要に応じて検討し、産業保健体制の充実を図る必要がある。

連載で「船員の健康確保に向けて」についてお届けしましたが、今回お届けしたのは「概要版」の一部になります。左記サイトに「概要版」の全体、さらに「詳細版」も掲載しておりますので、ご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tki_000087.html

とりまとめに関するお問い合わせは、以下まで

国土交通省海事局 船員政策課 労働環境対策室

TEL 03 (5253) 8652